事 務 連 絡 令和元年 10 月 30 日

地 方 厚 生 ( 支 ) 局 医 療 課都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部) 御中

厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第 19 号に伴う災害の被災者が受けたはり師、きゅう師及び あん摩マッサージ指圧師の施術に係る医師の同意書等の取扱いについて

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る医師の同意書(診断書に代えることが可能な場合、診断書を含む。以下同じ。)等の取扱いについては、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」(平成16年10月1日保医発第1001002号)等により取り扱っているところですが、今般、令和元年台風第19号に伴う災害の被災に関し、下記のとおり取り扱うこととするので、関係者に対し周知を図られますよう御協力をお願いします。

記

### 1 取扱いの対象患者

「令和元年台風第 19 号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その6)」(令和元年 10 月 28 日付厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡(更新された場合は、当該更新後の事務連絡)。以下「事務連絡」という。)の1の「対象者の要件」に該当する患者

2 取扱いの期間令和2年1月末までの施術

### 3 同意書の取扱い

(1) 災害の影響による診療所の閉鎖や診療所に外来患者が集中していること等の理由により対象患者が医師から同意書の交付を受けることが困難な場合

## ア 初回の同意及び変形徒手矯正術 (再同意を含む。) の取扱い

対象患者が実際に医師の診察を受け、医師から施術の同意を得ており、 災害救助法の適用対象市町村(以下「被災地」という。)の施術所(専ら出 張のみにより業務に従事することとして保健所等に届出を行っている場合 には施術者。以下同じ。)において施術を受けた場合に限り、療養費支給申 請書(以下「申請書」という。)への医師の同意書の添付を省略することが できることとする。

なお、この場合、申請書の「摘要」欄等に、同意書を添付できない具体 的理由及び診察年月日を記載(あん摩マッサージ指圧師の施術については、 医師の同意に係る症状、施術の種類、施術部位、往療の必要の有無及び往 療を必要とする理由も併せて記載)し、「同意記録」欄等に、同意医師の氏 名、住所(又は連絡先)、同意年月日及び医師の同意に係る傷病名を記載(要 加療期間の指示がある場合はその期間も併せて記載)する。

# イ 再同意の取扱い(変形徒手矯正術を除く。)

対象患者が被災地の施術所において施術を受ける場合に限り、医師から 同意書の交付を受けることが可能となるまでの間、前回交付の同意書に基 づき療養費が支給可能な期間を超えた期間に受けた施術(最長で令和2年 1月の施術まで)については、引き続き療養費の支給が受けられるもので あること(対象患者は、遅くとも令和2年1月末までに同意書の交付を受 けること。)。

なお、この場合、申請書の「摘要」欄等に同意書を添付できない具体的 理由を記載すること。

(2) 患者が医師の同意書の交付を受けた後、患者や被災地の施術所が災害の影響(全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災)により当該同意書を 紛失や滅失し、申請書に医師の同意書を添付することができない場合

同意書(再同意の場合を含む。)の取扱いは、上記3(1)と同様に取り扱うこと(施術所が被災し同意書を紛失や滅失した場合、上記1の取扱いの対象患者は、事務連絡の1の「対象者の要件」に該当する患者に限らない。)。

### 4 往療の取扱い

片道 16 キロメートルを超える場合の往療については、以下の要件のいずれも満たす場合に限り、往療料の対象とすること。

- ① 対象患者が災害により居住場所を移した場合
- ② 施術所が対象患者に対して災害以前より往療を行っている場合

なお、この場合の往療料は、片道 16 キロメートルまでとして算定した額とし、申請書の「摘要」欄等に、災害により避難した旨、避難年月日、避難前及び避難後の居住場所並びに 16 キロメートルを超える往療を必要とする具体的理由を記載すること。

## 5 施術録の取扱い

施術録の取扱いについては、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」(平成 30 年 6 月 12 日保発 0612 第 2 号)の別添 1 「受領委任の取扱規程」の 21 に基づき、受領委任を取り扱う開設者及び施術管理者が施術録を整理し、施術完結の日から 5 年間保存する(同意書等の写しを含む。)こととされているが、次のとおり取り扱うこと。

- (1) 施術管理者は、上記3及び4に基づく申請書の記載について、当該申請書 に記載した内容を施術録にも記載すること。
- (2) 施術所が災害の影響により施術録を紛失や滅失し、当該施術録を復元する ことができない場合、当該患者に係る施術録を新たに作成すること。なお、 当該新たに作成する施術録には、新たに作成した具体的理由を記載すること。

## 6 その他

- (1) この取扱いは、災害の発生という事態に鑑み、地域を限って緊急やむを得ない措置として行われる特別なものであることから、この取扱いも含め、引き続き関係通知等を遵守し療養費支給の適正化に努めるものであること。
- (2)被保険者が施術所に被保険者証等を提示する場合の取扱いについては、「令和元年台風第 19 号に伴う災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」(令和元年 10 月 12 日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)に準ずるものである。
- (3) なお、事務連絡の一部負担金等の取扱い(免除及び猶予)は、療養費については対象とされていないので申し添える。